

預金保険制度について

～ 警信を安心してご利用いただくために～

預金保険制度とは

預金保険制度とは、金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

預金保険法に定める金融機関は、万が一破綻した場合に備え、預金者の皆様のカナ氏名（団体については名称）・生年月日（団体については設立年月日）・住所・電話番号等の「名寄せ」*に必要なデータを整備することが、日頃から義務付けられています。

警信も適切な預金者保護を行い、皆様に安心してご利用いただくためにデータの整備を行っております。そのため、ご結婚や転居等により、氏名・住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きをお願いいたします。

* 「名寄せ」とは、金融機関が破綻した場合、当該金融機関に複数の口座を持っている預金者について、預金者ごとにその残額を合計して、預金保険で保護される預金等の総額を算定することを言います。破綻した金融機関は、預金者データを遅滞なく預金保険機構に提出することが義務付けられています。

■ 預金保険制度の詳細につきましては、金融庁・預金保険機構 または店舗窓口・応待相談員にお問い合わせください。

- ・金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>
- ・預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp/>

預金保険対象商品と保護の範囲

預金等の分類		保護の範囲	
預金保険の対象商品	当座預金	平成17年3月まで	平成17年4月から
	普通預金	全額保護	利息のつかない等の要件を満たす預金は全額保護
	別段預金		
定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます。）、金融債（ワイドなどの保護預り専用商品に限ります。）など。		合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護。1,000 万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）。	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパー・ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）。	保護対象外	破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）。